

4. 意見書

国際意匠登録出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、国際事務局からの拒絶の通報又は特許庁からの拒絶理由通知により拒絶の理由が通知されます。これに対して意見がある場合には、指定された期間内に「意見書」を提出することができます。
[意法19条(特法50条)、意施規13条1項]

意見書（記載見本）

【書類名】 意見書
（【提出日】 令和××年12月 1日）
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【意匠登録出願人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【発送番号】 ○○○○○○ ）
【意見の内容】 ○○○…
（【証拠方法】）
【提出物件の目録】
【物件名】 意匠登録第○○○○○○○○号意匠公報写し 1
【物件名】 ○○○辞典 1

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【あて先】欄は、審査官の命令による場合には、命令を発した審査官名を記載してください。
- (注3) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注4) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【発送番号】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。

(注6)【意見の内容】欄は次の要領で記載してください。

a) 論点をふまえて平易かつ明りょうに記載してください。

b) 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記載してください。

(注7)【証拠方法】欄には、【意見の内容】欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記載することができます。

(注8)【提出物件の目録】欄は、【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件を提出するときに記載します。参考資料を提出したい場合は、【提出物件の目録】欄を設け提出してください。